

みんなで未来をつくる会 令和 6 年度 行政視察報告書



<視察期間>

2 月 6 日(木)14:00 ~ 15:30

<視察先>

群馬県甘楽郡甘楽町

<視察項目>

有機農業推進の取り組みとオーガニックビレッジ宣言について

<視察内容>

群馬県甘楽郡甘楽町は群馬県の西南部に位置し、人口 12,368 人、面積は 58.61 km²の町です。耕地面積は 891ha、販売農家数は約 270 戸、米や麦、こんにゃく等を中心に野菜や果樹の栽培が行われております。今回の視察では、群馬県甘楽町 産業課 農林係 猿谷朋子 係長よりご説明をいただきました。

甘楽町では、令和 5 年度から「みどりの食料システム戦略推進緊急対策交付金」を活用し、検討委員会を設立して検討を重ね、同年 10 月に「有機農業実施計画」を策定。10 月 20 日にオーガニックビレッジ宣言を行いました。

有機農産物の給食利用拡大に向けた実証圃場の設置や、「有機農業の日」を設けて、有機農産物を使用した給食を提供するのに加えて、有機農業者が学校を訪問して児童・生徒と交流するなど、食育の面からも有機農業を推進しています。

また、住民の意識醸成の面では、消費拡大に向けた啓発と情報発信として、オーガニックに係る講演会や映画上映会の開催、有機農産物の収穫体験やメニュー開発を進めています。

Q1:令和5年10月20日(金)に「オーガニックビレッジ宣言」を行った経緯と宣言による効果は。

A1:甘楽町有機農業研究会と甘楽ふるさと農園での実績を基盤として、令和5年度に有機農業実施計画の策定とオーガニックビレッジ宣言を行った。有機農業での新規就農相談や研修希望等が増加している。販路拡大に向けた情報や商談も増加している中で、少しずつ地域住民の理解醸成も図られてきたと感じる。

Q2:オーガニックを推進することによる地域内の農業者の反応は。

A2:検討委員会等での農業者の意見としては、収益を上げられるのか、耕地面積を広げられるのか、気候変動に対応できるのかといった意見が多数を占めた。有機農業者からの意見としては、新規就農者の確保、新たな販売先の確保が必要との声を受けた。

Q3:気候変動の影響による収量の変化、病害虫・雑草にはどのように対応しているのか。

A3:播種時期や定植時期をずらす、土壌の状態をよく観察する、パスライトなどの資材の活用、太陽熱処理、コンパニオンプランツ等によって対応している。

Q4:甘楽町オーガニック推進協議会はどういった組織で、どのような場面で設立意義を感じられるか。

A4:町長を会長として、町議会や有機農業研究会、JA、学校給食センター等、多様な方に参画していただいている。協議会の中に部会(生産者、流通加工業者、消費者)を設置して、地域ぐるみで各分野の役割を果たしていく中で、実践活動を円滑に行えることで設立意義を感じている。

Q5:有機農業に取り組む事業者の有機JAS認証の取得、販路先の確保をどのように支援しているのか。

A5:有機JAS認証の取得支援では、有機JAS認証の監査等の手続き・調整等の事務的支援を行なっているほか、取得の費用補助(新規10/10、上限10万円)をしている。更新費も補助している。販路先確保の支援では、商談等の紹介や学校給食・有機農産物オーナー便の調整、イベントなどへの出店・活用を勧めている。

Q6:農業事業者の高齢化や後継者不足、人手不足にどう対応しているのか。

A6:高齢化は一番の課題である。新規就農者への研修実施や就農相談を通じて、就農者を増やしている。農作業の省力化に向けた機械導入や、地域おこし協力隊の活動推進、有機農業サポーターの導入等、幅広い手を尽くしている。

<考察>

農林水産省では「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに有機農業の耕地面積割合を25%にするという指針を示しており、高山市においてもいかに有機農業を推進していくかは大きな課題であり、そのヒントを先進自治体に学ぶことが今回の視察目的の一つでした。甘楽町では以前より有機農業に取り組む文化があり、有機農業研究会を中心に有機農家のコミュニティやノウハウ共有の土壌がありました。慣行農業やJAとの共存においても、販路を含めある程度の住みわけはできていたようです。

また、甘楽町ではこどもに優しいまちづくりの一環で給食費を無料化しており、給食食材の地産地消を進めた後、オーガニック化に挑戦しているとのことでした。すでに無料化していたため、給食費の市民負担は発生せず、給食コストに関して反対意見はなかったようです。地産地消の食材確保と比べても、オーガニック化による給食費コストはあまり変わらない(物価高騰分は値上がりしているが、むしろ有機の方が安い事例もあった)との見解が印象的でした。有機食材確保の一部に国のみどりの食料システム戦略の補助金を利用することも有効とのことでした。学校給食の導入・運営に関しては栄養士の理解や密な連携も重要ですが、行政としっかり対話して安全・安心な給食を考える関係性ができているようです。オーガニックビレッジ宣言をすることで、行政がハブとして各所と連携し、まちづくり全体をマネジメントしていく構造は学びになりました。

。。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。



<視察期間>

2月7日(金)9:30～10:30

<視察先>

農林水産省

<視察項目>

- ①有事の際の食糧危機について国の備えや考え方、地方自治の役割について
- ②農業の高齢化・持続可能性について対策・方針について
- ③有機農業推進に対する今後のグランドデザインについて
- ④オーガニック給食の普及について国の考えについて

<視察内容>

- ①有事の際の食糧危機について国の備えや考え方、地方自治の役割について
大臣官房政策課 食料安全保障室 光廣政男 課長補佐よりご説明をいただきました。

有事の際の食料危機については国としても危機感を持っており、昨年、法制化を進めた。当然、平時にしっかり準備することが肝要で、備蓄だけではなく生産力を高めておく必要があることは大前提だが、不足時に対応することを目的に食料供給困難事態対策法を制定した。昨今の気候変動により、つくれる場所がかわり、自然災害の激甚化や地下水の枯渇など不安定化しており、オーストラリアでは国全体で生産力が大きく動揺する事態が発生している。世界的には人口は依然として増えており、需要も増えている。途上国においても、経済成長していくと食がお肉にシフトと言われており、家畜にはえさも必要で、牛肉1kgをつくるには10kgの穀物を要する。需要が増えて生産は不安定化しているが、そこに戦争などの要素もあり、リスクが増大している。食糧危機は国民経済に大きな影響が出るため、兆候の段階から対応できる法制度が必要で、これまでは通知レベルで食糧に特化したものではなかったため、根拠の法律として食料供給困難事態対策法を定めた。

具体的には①兆候の段階から政府一丸となってはやめはやめに手をうっていく②深刻度に応じて区分。平時と比べて20%減少が兆候の目安であり、困難事態と捉える(摂取熱量は1800後半kcalはキープが望ましい。1850kcal以下は困難事態)③優先順位をつける。対象となる食料・資材④基本方針として策定⑤事業者への要請、出荷販売の調整、輸入の促進、生産の促進⑥実行性を担保するための財政上の措置、を法律に記載している。

要請ではなく指示であり、計画の届け出を指示する。あくまでも実現可能な数値を届け出頂き、これは増産指示ではない。正確な数字の把握が目的でもあり、罰則をもうけている。

地方自治には、あいだの調整役・伝達役をお願いしたい。平時の特区であつたり、現場のサポート、ふだんの農業を守る役目を期待したい。生産基盤の維持強化を頑張ってもらいたい。

②農業の高齢化・持続可能性について対策・方針について

経営局経営政策課 原田隆志経営専門官、経営局就農・女性課 西條悠希 係員よりご説明をいただきました。

担い手対策が必要で、農業で生計を立てている人を増やしたい。補助事業関係の周知を進め、法人化をどうしていけばいいのか、社会保険制度をどうしたらいいのかなどの相談を受ける農業経営・就農支援センターを機能させたい。法人経営体を増やしたいというのがあり、JA 営農指導員による PUSH 型の支援も進めたい。親元就農に関しては親と同じでもよいように緩和を図った。(49歳以下)

高山市の話題として、アグリストの中野さんが認定農業者・経営改善部門・担い手サミットにおいて農林水産大臣賞を受賞された。サミットにおいては、女性用のトイレの整備事業など女性目線も取り組みも

注目されている。

③有機農業推進にする今後のグランドデザインについて

農業環境対策課 伊藤隆 課長補佐、渡邊智文 係長よりご説明をいただきました。

有機農業推進と目標達成には指数関数的な発展が必要で課題が多いが、うまくいっているところの技術の普及を進めたい。有機農業のスマート化、水管理のノウハウなどを共有し、有機は特殊な農法ではないという文化をつくっていくことが重要である。実際にお米などは慣行農業とかわらない形になっている。欧米の有機率が高い背景には牧草が多いこともあり、牧草は有機率をあげやすい特徴がある。日本でも年々有機農業は増えてきているが、地域格差は課題である。高山は岐阜県の中ではさかんな方だと認識している。オーガニックビレッジを増やし、産地づくりにとどまらず、生産・消費・加工、流通が成立する地域づくりが望ましい。個人事業者の有機転換推進事業や太陽熱消毒の推奨も含め、点から面へ転換し、地域単位の取り組みを進めたい。JA との協議も必要である。販路確保に関しては、例えば品川区が給食を有機にかえていく方針を示すなど、都会の給食はひとつの市場となりうる。大手メーカーの有機加工品を外国産から国産にしていくなど、地道な活動も必要で、有機肥料、ネオニコチノイド削減、キノコ・たい肥化も注目されている。法人化が進むことにも期待している。

④オーガニック給食の普及について国の考えについて

引き続き、農業環境対策課 伊藤隆 課長補佐、渡邊智文 係長よりご説明をいただきました。

オーガニック給食に関しては、オーガニックビレッジ宣言をした自治体の9割超がオーガニック給食に取り組んでいる。生産から消費までを考えた時に、消費先としての学校給食は重要である。きさらぎ学校給食米などの取り組みもあり、品川区のように他自治体から有機を取り入れる消費地と生産地をつなぐ試みも出てきている。最終的には自治体の取り組みに依るところが大きいが、給食センターがセンター方式であっても、分割したり、イベント的な取り組みからはじめる動きもある。JA ではなく生協と連携したり、オーガニック系のスーパーや有機専門スーパーも出てきており、食材確保に貢献している。食育としては有機になって残食が減ったとの報告も多い。発達障害と農薬との関係については現時点でエビデンスが十分とは認識しておらず静観の立場である。

<考察>

食糧問題は国もかなりの危機感を持って対応していることが伝わった。兆候を逃さずにはやめはやめに動き、極力リアルな数値を把握して戦略が立てられるように法整備を進めている。加えて、平時の生産量確保・生産性向上の重要性が語られた。農業の高齢化に関しては国も頭を悩ませており、農業で生計を立てられる人を増やすべく、PUSH 型の支援の充実や親元就農、担い手サミットの開催など若い世代に向けた施策を打ちだしているが成果はこれからであろう。有機農業推進に関し、みどりの食料システム戦略の実現に向けて熱量を持って取り組んでいる姿勢が伝わった。数値達成するためには有機農業の普及がどこかの時点で指数関数的な発展を遂げなければならないが、現在の個別に取り組んでいる有機農業の成功事例・成功体験・技術や工夫を集積し、共有しアップデートすることで有機農業が特別な農法ではない文化をつくり、新規参画しやすい土壌をつくっていく意志が感じられた。オーガニックビレッジ宣言する自治体が増えることは、有機農業の機運が高まっていくことであり参画自治体の拡大が望まれる。また農業の法人化が進むことで生産・消費・加工・流通の安定化が図られ、国として法人化を後押しする施策展開が予想される。オーガニック給食は有機食材の消費を担保することに加え、行政が有機農業を推進するとりかかりとしても

重要な役割を果たしている。食育やこどもの健康への影響等、データが集まり研究が進んでいくことを期待したい。

。。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。

<視察期間>

2月7日(金)10:40～11:40

<視察先>

文部科学省

<視察項目>

- ①不登校が年単位で増えている現状の分析について
- ②不登校の際の教育の保障、ひきこもりになっても社会参加できる支援について
- ③学校教育におけるこどもの権利について
- ④教職員のメンタルヘルス向上について

<視察内容>

- ①不登校が年単位で増えている現状の分析について
- ②不登校の際の教育の保障、ひきこもりになっても社会参加できる支援について

上記2テーマを合わせて、初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 生徒指導調査官 池田真信様よりご説明をいただきました。

不登校は34万人にも上り、11年連続で増加している。コロナ禍の影響もあったが、その後も増えている現状がある。教育機会確保法により、必ずしも学校に行かなくてもいいという文脈が広まり、多いから悪いという単純な話ではないが、小学校低学年から増えている現状には危機感を持って注意深く観察している。要因は様々で母子分離不安等も考えられるが、学校にも、どこにもつながっていない不登校生徒数が1.5万人いると推察されており、大きな課題である。こころプランとして、学びにアクセスできない子をゼロにすることを目標にしている。こころのSOS出し方教育も引き続き推進していく。また、多様な学びの場を確保する学びの多様化学校を設置し、教育過程の弾力化(800時間)も許容している。現在35校であるが、300校を目安にしている。異年齢教育も実施要項を進めてもらって差し障りはない。また、校内教育支援センターを活用し不登校兆候の把握を進め、支援員の配置などの環境整備を進めている。フリースクールは自由にやってもらって良いし、当事者のネットワーク、アウトリーチ支援のひろがり期待したい。不登校とひきこもりは連関しており、ひきこもりは厚生労働省管轄であるが、学校教育を通じて社会的自立を目指すのが筋であり、密接に連携していきたい。高校の不登校も過去最多であり、学びのあり方や教員不足など課題も多い。

③学校教育におけるこどもの権利について

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係 竹内佳史様よりご説明をいただきました。

こどもの権利については、こども家庭庁を中心に啓発を進めている。例えば、校則はこどもたちの意見を聞きながら考えていく流れであり、そもそも校則には法的根拠はない。校則の見直しを進める動きも

活発で、進路指導（指導→支援）のあり方も変容している。いわゆるブラック校則に対して、生徒が意見を表明し、校則にとどまらず体育館の使用なども生徒会・全校集会で決める動きもある。こどもの権利とこどもの義務について議論は進んでおり、社会参画の学習やこども議会などの活動もある。また、こどもの権利に関して、いじめやこどもの自殺が大きな社会課題であり、いじめ対策推進法が議員立法により制定された。加害者の意図に依らず、被害者が苦痛を感じた時点でいじめであり、いじめの認知件数が過去最多（70万超）となったが、認知度が進んだという点でむしろ肯定的に捉えている。いじめはデリケートな問題なので当事者に対しても保護者に対しても対応の難易度が高く、個人で対応せず、チーム学校として組織的に対応すべきである。SNS のいじめ対策マイスターやネットパトロールに専門的な知見をもつ人材、保護司、SC、必要に応じて警察など幅広い協力体制が必要である。

④教職員のメンタルヘルス向上について

初等中等教育局 児童生徒課 生徒指導室 生徒指導第一係 川上一真様よりご説明をいただきました。

R5 年度は7119人の教職員のメンタル不調の報告があり、過去最多を更新している。病気休職者数に占めるメンタル不調も多く、休職に至る職場環境要因として、そもそも現場の人員が足りておらず、負担が大きいこともあり、教職員の定数を確保することが大事ではないかとの議論がある。教職員の職務のうち、外注できるものは外注しよう（タスクシフト）という動きもあり、学習指導員・支援員の配置も進めている。メンタルヘルス調査研究として、どういった取り組みが有効なのか、5自治体でモデル事業を進めている。学校は50人未満のケースも多く、労働安全衛生法の網を抜けてしまうが、一般企業のように学校でも健康経営を目指し、衛生委員会の設置を検討すべく、既存の会議体の中に組み込む動きもある。その他、復職支援・再発予防のモデル事業も進めている。休職者の対応では校長先生が直接動くことが多いが、休職者にはプレッシャーに感じることも予想され、教育委員会付けの保健師や臨床心理士が対応できる仕組みも検討している。モデル自治体では3か年の活動を横断的にまとめ、取り組みを評価したい。R6 年の補正の新規事業として復職支援に特化した事業があり、精神科医が学校現場に介入したり、医療的知見を活用し、医療機関と連携して調査分析を進めている。また、カスハラ・モンスターペアレンツへの対応として、奈良県天理市では苦情をコールセンターに委託する取り組みがあり、ハブを委託したり、教員OBを御用聞きとして活用する動きもある。働き方改革に加え、処遇改善・定数改善・業務の見直し・地位改善・給特法の改善など課題は多いが、教員の質の問題も指摘されている。教職に進む人材自体が減少傾向であり、教育学部を卒業した人材も教職には進まず、給与的に高い・給与テーブルの高い一般企業に流れている。社会的にネガティブなイメージも定着し、もはや教職は魅力的にうつっておらず、イメージが悪く、教育実習で失望するケースもある。魅力の再アプローチが必要である。また、特別免許状による支援スタッフ、*teach for JAPAN* などの活動も重要である。雇用は都道府県単位であるが、任命と働く先が一致していない特性があり、心理的な負担も大きい。教育の質を均一化するためには必要であるが、運用の課題と捉えている。

<考察>

不登校に対する様々な施策が毎年打ち出されているにも関わらず、11年連続で過去最高を更新している事実は重い。また、不登校は低年齢化しており、小学校低学年からの不登校は学習の停滞時期も長くなる。学校とのつながりが希薄な不登校児童数も1.5万人といわれ、いじめも過去最多の70万超、義務教育からはずれるため社会から孤立しやすい高校生の不登校も増加している。帰結としてのこどもの自殺など、少子化にも関わらず、こどもたちの教育や健康、いのちの保障が

危機に晒されている現状は国家的な問題である。将来世代が社会参加し、自己実現していく社会でなければ、日本の未来は暗い。きわめて教育の役割は大きいわけだが、学校教育に携わる教職員の疲弊や社会的地位の低下、二次的な質の低下も懸念されている。教育環境自体を抜本的に見直し、家庭教育・社会教育とも連動し、より社会に開かれた教育に変容していく必要がある。こどもの権利に関しても、上記の事案が発生していること自体が権利が脅かされている証左であり、国際的に保障されている権利が日常生活、特に学校場面でしっかり担保されるよう、こどもの権利をみんなが共有し、権利に基づいた教育のあり方、社会のあり方から考える時期であろう。

。。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。

<視察期間>

2月7日(金)13:15～14:15

<視察先>

国土交通省

<視察項目>

- ①自動運転技術の現状、今後の展望について
- ②地方における運転免許返納後の移動の保障をどう考えているのか
- ③社会的インフラの老朽化(上下水道)にどう対応していくのか(2040年問題)
- ④中部縦貫自動車道の進捗状況について

<視察内容>

- ①自動運転技術の現状、今後の展望について

物流・自動車局企画・電動化・自動運転参事官室 笠井財務企画調整官 よりご説明をいただきました。自家用車についてはレベル3(アイズ・フリー、特定条件下で自動運転)を実現し、移動サービスについてはレベル4(ドライバー・フリー、特定条件下で完全自動運転)を実現するなど着実に技術が進展している。今後はレベル4の普及拡大が目標であり、自動運転に係る全都道府県の初期投資支援に係る取り組みにおいて、補助企業を通じて全国各地での自動運転の社会実装・事業化を推進しています。全都道府県で計99件の事業を採択しており、一般道での通年運行事業も19ヶ所に及んでいるとのことでした。

- ②地方における運転免許返納後の移動の保障をどう考えているのか

技術・環境政策課 笹本課長補佐、総合政策局地域交通課 伊賀本調整官よりご説明をいただきました。地域交通が危機的状況にある中で、石破内閣総理大臣は所信表明演説で「地域交通は地方創生の基盤です。全国で交通空白の解消に向け、移動の足の確保を強力に進めます」と述べ、国土交通省「交通空白」解消本部を中心に、公共・日本版ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員しながら「交通空白」を解消していくとのことでした。

公共ライドシェアは「自家用有償旅客運送」とも呼ばれ、交通空白地等における移動手段の確保を目的に、第1種運転免許を保有して所定の研修を受講した方が、市町村やNPO法人の実施

主体の元、自家用車をタクシーとして運行できる仕組みです。公共ライドシェアは平成 18 年に制度が創設され、令和 5 年 12 月には制度の大幅な改善が行われて、現在では 629 の自治体で導入実績があります。一方、日本版ライドシェアは「自家用車活用事業」とも呼ばれ、バスやタクシーの輸送力供給の補完を目的に、第 1 種運転免許を保有して所定の研修を受講した方が、タクシー事業者の実施主体の元、自家用車をタクシーとして運行できる仕組みです。日本版ライドシェアは令和 6 年 3 月より制度が創設され、現在では 99 地域にて導入実績があるとのことでした。

③社会的インフラの老朽化(上下水道)にどう対応していくのか(2040 年問題)

社会資本整備政策課 岡田課長補佐、羽田係長、公共事業企画調整課 岩井企画調整官、水管理・国土保全局水道事業課 中井課長補佐、下水道事業課 岩井係長、道路局国道・技術課 大胡企画専門官よりご説明いただきました。高度成長期以降に整備された道路橋、トンネル、河川、下水道、港湾等について、建設後 50 年以上経過する施設の割合が加速度的に増加していく。加えて、市区町村における土木部門の職員数の減少割合は約 14%(105,187 人 / 2005 年度 → 90,709 人 / 2023 年度)であり、市区町村全体の職員数の減少割合よりも大きく、技術系職員が 5 人以下の市区町村は全体の約 5 割であるとの厳しい統計データが示されました。

市区町村が抱える課題を踏まえつつ、適確にインフラ機能を発揮させるためには個別施設のメンテナンスのみならず、「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の考え方が重要とのことでした。群マネとは、既存の行政区域に拘らない広域的な視点で、道路、公園、上下水道といった複数・多分野のインフラを「群」として捉えて、更新や集約・再編、新設も組み合わせ、効率的にマネジメントする考え方とのことでした。

④中部縦貫自動車道の進捗状況について

道路局 国道・技術課 大胡企画専門官より中部縦貫自動車道(松本～飛騨清見)の進捗状況を確認しながらご説明いただきました。前回衆議院選挙の影響はとくになく、すでに事業化はされているので着々と事業を進めていくとの説明でした。しかしながら、「松本波田道路(波田～松本)」は平成 8 年に事業化したものの用地取得が約 91%と完全に取得し切れていない状況であり、松本側まで開通するにはかなりの時間がかかるのではと懸念されます。全道開通された場合は飛騨清見から松本まで、約 1 時間少々で移動できるとのことですので、地域住民の移動はもとより、さまざまな物資の輸送、また多くの観光客の人流に対しても大きな影響があることが想定されます。

<考察>

自動運転技術の現状、今後の展望については概ね想定通りの方針や考えであり、各地の実証実験の成果に期待が高まります。レベル 5(完全自動運転)の実現可能性はまだまだ難しい部分がありますが、一般市民の方や地域が求める自動運転のクオリティで言えば、レベル 4 で十分課題を解決できる可能性もあり、自動運転に対する解像度を高めていくことも重要だと感じました。

地方における運転免許返納後の移動の保障については、「交通空白」や前段の自動運転技術と関連して、国土交通省でも力強く進められていることが分かりました。公共・日本版ライドシェア等の新しい移動手段のほか、鉄道・バス・タクシー・デマンド交通等あらゆる移動手段を総動員すること、既存の公共交通を「リデザイン」していく視点が重要とのことをお話を伺いました。

社会的インフラの老朽化(上下水道)にどう対応していくのかは、非常にホットな話題かつ、国側で

も大変危機感を抱いている状況も確認できました。日本一の市域を有する高山市においては、「地域インフラ群再生戦略マネジメント(群マネ)」の考え方は非常に有益であり、各支所地域や周辺自治体との広域な視点で、インフラの更新や集約・再編、新設を検討していく発想が、現場でも求められているのだと思いました。

中部縦貫自動車道の進捗状況についても、すでに事業化されている、目途が立っている事業の進捗を確認しながら、開通後の地域への影響を想定して、周辺施設や民間事業者の整備促進を進めていくことが求められているのだと考えました。

いずれのテーマも、高山市の公共交通・公共インフラの持続可能性を考える上では、非常に重要な視点、新たな気づきや考え方を学ぶことができました。今後の政策形成はもとより、既存施策や取り組みの審査においても着目すべき視点が得られる時間となりました。

。。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*。*

<視察期間>

2月7日(金)14:30～15:30

<視察先>

厚生労働省

<視察項目>

- ①若年層の市販薬過剰投与(オーバードーズ)に対する取り組み(生きづらさの緩和も含め)について
- ②介護の人材不足対策と事業所が存続可能な診療報酬等のあり方について(物価高騰分を価格転科できない業態の支援全般)
- ③人口減少による深刻な労働力不足をどう考えているのか(2040年問題)

<視察内容>

- ①若年層の市販薬過剰投与(オーバードーズ)に対する取り組み(生きづらさの緩和も含め)について

医薬局医薬安全対策課長補佐 福田 悠平

- ・医薬局総務課 薬事専門官 蓮見 由佳
- ・障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室 室長補佐 小野 陽介
- ・障害保健福祉部精神・障害保健課依存症対策推進室 依存症対策専門官 田中 増郎
- ・社会・援護局総務課自殺対策推進室 室長補佐 宮本 和也
- ・社会・援護局総務課女性支援室 女性支援専門官 池田 恭子

若者の市販薬のオーバードーズについては対策が急務と考えており、販売規制としての氏名確認はもとより、オーバードーズに至る背景や孤立・悩みを相談窓口につなげる仕組みづくりが重要である。孤独・孤立対策にも通じるが、中高生が多い現状も鑑み、学校薬剤師・地区薬剤師会を活用したOTC 濫用防止対策事業を進めている。また、ドラッグストア等では登録販売者がOTC を売るが、対応のマニュアルを整備し、セミナーも予定している。陳列条件として7m以内の規定をつくることも検討している。インターネット・オンラインによる購入に関しても規制の強化は有効と考えている。自殺未遂者支援は県単位で相談窓口を設置している。市販薬のオーバードーズは若い女性が多く、市販薬過剰投与自体では既遂には至らないが、その後の自殺との関連も指摘されており、相談窓口や必要な支援につなげることが

重要である。定められた範囲で、適正使用を促すとともに、違法薬物も含め、学校現場と危機感を共有したい。OTCを扱う登録販売者の方がゲートキーパーの機能を担うことをチェーンドラッグストア協会とも協議している。

②介護の人材不足対策と事業所が存続可能な診療報酬等のあり方について(物価高騰分を価格転嫁できない業態の支援全般)

- ・社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 マンパワー企画係長 佐藤 幸
- ・老健局老人保健課主査 荒井 啓汰

介護人材確保対策は大きな課題であり、診療報酬改定では加算を取ることで経営が安定するデザインになっている。また、介護福祉士修学資金貸付があり、貸付となっているが5年働けば返納は免除される。キャリアデザインへの支援や書類作成のICT化等による業務負担の改善、介護職の魅力向上、外国人材の受け入れなど網羅的に戦略を立てている。介護の技術では日本は先進国であり、いかに働きやすくデザインするかである。とはいえ、小規模事業者では加算が難しく、人材確保が困難で廃業・倒産している現状は把握している。いわゆる2040年問題も控え、サービス提供のあり方や処遇改善を見直す必要がある。介護業界は残業がなくシフトはしっかりしているなど、意外と働きやすいメリットがある。加算は規模が大きい事業体の方が有利なので、農福連携などの多角化の支援や、法人の大規模化・統合化・地域介護共同体が進むことを期待したい。人間関係でやめていくケースもあり、異動が叶う規模の事業体が望ましい。

③人口減少による深刻な労働力不足をどう考えているのか(2040年問題)

- ・職業安定局総務課人材確保支援総合企画室 室長補佐 安井雄一
- ・職業安定局雇用政策課雇用政策係長 西村立人
- ・政策統括官(総合政策担当)付政策統括室政策第二班 柴田 光毅

団塊ジュニアが65歳になる2040年に人材不足や社会的インフラの老朽化などの懸念(2040年問題)があるが、労働力人口は過去最多である。今後の見通しとして3つのシナリオがあり、①成長実現・労働参加進展シナリオ②成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ③一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオを設定している。包括的な労働市場において、労働力人口はいつまであがるのか、いつまでもつのか注視したい。労働力人口・就業者数が増えているものの、現場の実感との乖離がある原因として新卒のとりづらさがあるかもしれない。中途採用・パートにおいては、様々な事情を抱えているため、職場が合わせる必要があり、ブランクがある人も社会参加しやすい仕組みやリスキリングを実現することが重要である。考え方をかえて、今いる人で頑張ろうということである。高齢者雇用のあり方や非正規率はエンゲージメントを考慮すべきであり、社会保険料や年金などの問題とも関係している。全体的に、若い人を大事にしよう、給料は若い人につけようという動きが進むと考えている。

<考察>

市販薬のオーバードーズが増えているのは、社会のトレンドに依るところも多く、SNSでの拡散も含めたある種の社会現象である。かつての精神科処方薬のオーバードーズはむしろ減少しており、危険薬物が流行した時期を経て、昨今のトレンドとして、特に若い女性の間で市販薬のオーバードーズが流行している。対策として販売規制が語られたが、おそらく禁止・命令だけで止まるものでもないだろう。オーバードーズに至らざるをえない生きづらさや経済的貧困、関係性の貧困、社会が

ら要請される正しさの呪い等に真摯に向き合わなければ、形を変えた生きるための自傷行為は続き、増えていくのであろう。とはいえ、手に入れやすい環境は改善すべきであり、ネット販売も含め、SNSによる煽り等も管理していく必要はある。一般的に自傷行為の経験があると自殺リスクが高まるとされており、OTCを扱う登録販売者がゲートキーパーとして機能することや、運ばれた救急外来から具体策が提案できる相談窓口につながるような手立て（保健師やSSWなどの手厚い配置）も必要であろう。いずれにしても市販薬のオーバードーズという若者が発するSOSに応答する社会でなければ、日本の未来は危うい。介護人材確保においては、主な対策は一般的に言われているものの範疇で、国も有効な手立てを見いだせていない現状に危機感を感じた。ニセコの例ではないが、福祉人材の競合相手は飲食・ホテル・サービス業であり、価格転嫁できない業界は、物価高騰等で価格転嫁の方向に動く業界の賃金設定の前では、なすすべもない。農業と同様に、法人化による大規模化を国は目指しているが（大規模化すると加算がとりやすい）、小規模だからこそ親密なサービスの提供ができる業界の性格もあり、理解が広がるのは容易ではないだろう。地域の実状にあった地域介護共同体のような動きはドラスティックな変化も期待でき得るがハードルは高い。昨今はどの業界においても人が足りないとの声がきこえるが、一方でなかなか就職できないという声もある。現場の感覚とは乖離した印象もあるが、労働力人口自体は過去最多という事実もあり、マッチングがうまくいっていない事実があるのだろう。「今いる人で頑張ろう」という言葉は印象的で、地域全体の持続可能性を考えると、産業横断的な人材共有の視点・取り組みがより問われるのであろう。